

年金あれこれ

今は、どうしても国民年金保険料が納められない・・・
そんなときはまずご相談ください！保険料の「免除制度」があります。

国民年金の保険料を納めることが困難なときは、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない場合、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。

保険料の免除される額は「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」と4つの区分があります。

全額納付		(保険月額：15,020円)
全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額：13,760円)
半額免除	半額納付	(保険月額：17,510円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額：11,270円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められおり、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の年度または、その前年度に失業したかたが対象です。)

老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間と比べて、それぞれ減額されて算入されます。

【参考：老齢基礎年金の計算式】

$$792,100円 \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数}}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{全額免除月数} \times 4/8}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times 5/8}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6/8}{40年(加入可能年数) \times 12月} + \frac{\text{4分の3納付月数} \times 7/8}{40年(加入可能年数) \times 12月} \right]$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。免除(一部納付)を認められたときは、必ず保険料を納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにも是非ご利用ください。

■お問い合わせ先 役場住民課お客さま窓口係 (TEL32-2422・32-2500)

保険料納付を忘れずに……納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～広げよう！毎月第3日曜日は「道民家庭の日」～

皆さんは、「道民家庭の日」ってご存じですか？ 家庭は、みんなが楽しく暮らし、安心して過ごす「憩いの場」であり、「学びの場」であり、「明日への生きる力を生み出す場」でもあります。そんな家庭が今、家族それぞれが忙しく、一緒に食事をしたり、行事等に参加したり、ゆっくり話をしたりすることがとてま少なくなってきました。皆さんも、自分の家庭を振り返り、家庭や家族のあり方や、近所の人たちとのお付き合いのあり方などを考え、せめて月に1日だけでも家庭のぬくもりや、ご近所とのコミュニケーションを取り戻す機会にしませんか。

(実践例)

- ☆家族そろって話し合いや食事など団らんをする。
- ☆家族みんなで力を合わせて家の仕事や作業をする。
- ☆家族そろって、地域の行事やボランティアに参加する。
- ☆親戚、友人、あるいは近所の家族と家族間の交流会をする。
- ☆家族そろって読書感想会や名勝・旧跡・温泉などの旅行会を楽しむ。

